

記入注意

一般注意

(1) 調査期間が年間となっている事項については、昭和53年1月1日から12月31日までの事実について記入してください。しかし、毎月の帳簿締切日(例文は25日)がきまっている事業所では、昭和53年12月の帳簿締切日からさかのぼって1年間の事実について記入しても差し支えありません。

(2) 調査票には、青か黒のインキ又はボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。カーボンペーパーやタイプライターによって記入しても結構です。

(3) 数字は、1, 2, 3のような算用数字で記入してください。

(4) 記入すべき金額、数量のない項目は、何も記入しないでください。

(5) 金額の欄は「千円」の位で四捨五入して「万円」まで記入してください。

個別事項

1 事業所の名称及び所在地

「事業所の名称」には、商号、その他符表上用いている正式の名称を記入してください。定めた名前のない場合は、事業主の氏名を記入してください。

4 経営組織

「組合」とは、法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない組合などは個人に含めてください。

6 従業者数

(1) 「常用労働者」とは、次のうちいずれかの従業者をいいます。

(2) 「期間をきめず」又は1ヶ月を超える期間をもつて雇われている者。

(3) 「日々又は1ヶ月以内の期間をもつて雇われていた者のうち、その月とその後月にまたがる1ヶ月以上雇われた者。

(4) 「重役」、理事などの役員のうち、當時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(5) 「事業主の家族」は、その事業所に働いている者のうち、當時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

なお、常用労働者については「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」に区別してください。

(2) 「生産労働者」とは生産物の生産される現場(補助部門を含む。)において、生産業務、その記録業務、これら業務と併行するある業務に從事する労働者をいいます。作業に従事しない職長、組長などの監督的労働者は除かれます。

(3) 「管理、事務、技術労働者」とは、管理、研究、人事、福利厚生、研究などの部門に働く労働者(半純作業者は除く者を含む。)をいい、技術業務に従事する役員も含まれます。「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」を合計したものが常用労働者となります。

(4) 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、事業に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務に従事していない個人事業主とその家族で手伝い制度のものも含めなくてください。

7 常用労働者毎月末現在数の合計

「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。個人事業主や無給家族従業者を含めなくてください。

8 現金給と総額

(1) 所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。

(2) 「常用労働者に対する基本給、諸手当」とは、労働契約、团体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などを含んだものです。

(3) 「特別に支払われた給与」とは、常用労働者に対する、一時的な理由により、特別に支払われた結婚手当、期末賞与などをいいます。

(4) 「その他の給与額」とは、常用労働者以外の従業者(日雇、四時従業者)に対するすべての現金給手当及び常用労働者に対する退職金、解雇手当手当などをいいます。

9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費

(1) 「原材料使用額」

(2) 燃料以外のすべての製造加工用の原材料(購入した水を含む。)及び工場管理のための材料、備品、消耗品などをいいます。

(3) 原料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。

(4) 同じ企業に属する他の事業所から受入れたもの及び農業、林業、水産業、鉱業活動によって自家取得したものと市価に換算して記入してください。

(5) 燃料として使用されるものでも、原材料として使用された場合、例えばヨークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いた石油などは、原材料使用額に含めてください。

(2) 「燃料使用額」には、同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所の使用的した石炭、石油などを、製造品出荷額等のもっとも多かった事業所にまとめて記入してください。

(3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。

(4) 「委託生産費」は、原材料又は製品を他の事業所に支給して、製造加工を委託した場合の加工費をいいます。

10 有形固定資産

事業所の所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む。)を帳簿価額によって記入してください。

(1) 「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く」有形固定資産(建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用半数1年以上の工具、器具、備品などを含む。)を記入してください。

(2) 「減価償却額」には、「減価償却額」として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却引当金として計上された金額を記入してください。

(3) 「販売額」には、「売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は失火による除却額を「土地」と「有形固定資産(土地を除く。)」に区分して記入してください。

(4) 「減価償却額」には、「減価償却額」として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却引当金として計上された金額を記入してください。

(5) 「建物、構築物」には、「建物」、「構築物」を記入してください。

(6) 「建物」には、ドック、橋、岸壁、さん橋、駅道、跨水橋、坑道、桟橋、その他の地上に定着する土木施設、工作物、駆道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。

(7) 「構築物」には、「構築物」を記入してください。

(8) 「機械」には、「機械」を記入してください。

(9) 「装置」には、「装置」を記入してください。

(10) 「運搬具」には、「運搬具」を記入してください。

(11) 「車両」には、「車両」を記入してください。

(12) 「船舶」には、「船舶」を記入してください。

(13) 「航空機及び航空機用原動機のオーナー」などとは、「修理」、としないで、自己所有の原材料によって修理をした場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工貢入額」に記入してください。

(14) 「調査票欄に記載つくせないときは補助紙を用いてください。この際、調査票には「以下別紙」と記入するとともに、補助紙には必ず事業所名を記入してください。ただし、補助紙を用いた場合でも合計数字は調査票の「製造品出荷額」又は「製造品在庫額」欄に記入してください。

(15) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(16) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(17) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(18) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(19) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(20) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(21) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(22) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(23) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(24) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(25) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(26) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(27) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(28) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(29) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(30) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(31) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(32) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(33) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(34) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(35) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(36) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(37) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(38) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(39) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(40) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(41) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(42) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(43) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(44) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(45) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(46) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(47) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(48) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(49) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(50) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(51) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(52) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(53) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(54) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(55) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(56) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。

(57) 「内国消費税額」には、調査票に記載する金額に合まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計額を記入してください。